

—投資サービス法(仮称)に向けて—
金融審議会金融分科会第一部会報告の公表について(平成17年12月22日)
(抜粋)

4. 金融経済教育

個人の金融資産運用の重要性の高まりや様々なリスクとリターンの可能性を含んだ金融商品・サービスの多様化・高度化の急速な進展を踏まえると、国民一人一人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中で自立した個人として金融商品・サービスの利用について判断し意思決定する能力を身につけてもらうことが、大きな社会的要請となっていると言える。

したがって、金融経済教育の充実が時代の急務であり、官民挙げてその推進に本格的に取り組むことが必要である。

金融経済教育の重要性については、当部会でも、累次にわたって指摘がなされてきており、金融庁においても、金融経済教育の拡充をうたった「金融改革プログラム(昨年12月)」を踏まえ、本年3月以降、「金融経済教育懇談会(大臣の私的懇談会)」を開催(7回の会合を経て6月に論点整理を公表)した。

加えて、内閣府、文部科学省、日本銀行、金融広報中央委員会その他の関係官庁・団体と連携しつつ、小学生、中学生・高校生向けのパンフレット等の作成や、シンポジウムの開催、児童・生徒に直接接している教職員から直接意見を聞くための「金融経済教育に関する懇談会(昨年5月～6月)」を開催するなどの取組みを行っている。こうした取組みを検証しつつ、金融経済教育の充実に関し今後とも積極的に取り組むことが適当と考えられる。

- こうした取組みのほか、金融経済教育について法律上の規定を設けることについては、
- ・金融経済教育の推進について、国又は金融庁の責務について規定を設けるべき、
 - ・自主規制機関についても、金融経済教育の担い手として連携して対応することが重要である、
 - ・上記のような取組みを推進することは重要であるが、法律上に規定を設けることには積極的な意味はないのではないか、などの意見があった。
- また、金融経済教育については、社会人向けの啓発及び教育を充実させるべきとの意見があった。

懇談会におけるこれまでの議論(座長としての中間整理)
「貸金業制度等に関する懇談会」(平成18年4月21日)
(抜粋)

5. 金融経済教育とカウンセリング等

① 金融経済教育

- ・多重債務に陥る原因のひとつには、利息の負担を十分に理解しないまま、無思慮に借入れを行うといった消費者の行動があるとの意見があった。消費者金融市場において価格メカニズムが正常に機能するためにも、学校教育の段階や社会人に対し、債務管理を含めた金融経済教育を一層充実させるべきであり、このために、関係機関が連携して取り組むべきとの意見で、概ね一致した。